

集約都市形成支援事業制度要綱

平成 25 年 5 月 15 日 国 都 ま ち 第 13 号

国 都 計 第 20 号

国 都 市 第 38 号

国 都 街 第 29 号

国 都 緑 環 第 5 号

国土交通省 都市局長通知

(最終改正 令和 8 年 4 月 7 日)

第 1 条 目的

この要綱は、人口減少・高齢化等により地域の活力が低下しつつある都市において、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていくため、医療・福祉施設、教育文化施設等の地域の生活に必要な都市機能の中心拠点への移転に際し、旧建物の除却処分費用や跡地の緑地化費用等へ助成を行うことにより、集約型の都市構造の形成を推進し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第 2 条 定義

この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

一 低炭素まちづくり計画

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「エコまち法」という。）第 7 条の規定に基づき、市町村が単独で又は共同して作成する計画

二 立地適正化計画

都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号。以下「都市再生法」という。）第 81 条第 1 項の規定に基づき、市町村が単独で又は共同して作成する計画

三 広域的な立地適正化の方針

市町村が共同して、又は都道府県若しくは鉄道沿線まちづくり協議会が、次に掲げる事項を記載して作成する方針であって、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 6 条の 2 の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即するとともに、市町村が定める立地適正化計画の上位に位置づけられるもの

イ 都市圏における居住誘導区域、都市機能誘導区域の概ねの配置

ロ 各都市機能誘導区域に誘導する都市機能増進施設に関する方針

ハ 広域連携型のコンパクトシティの形成に向けた市町村間又は鉄道沿線まちづくり協議会の構成員間の連携及び役割分担に関する方針

四 P R E 活用計画

「まちづくりのための公的不動産（P R E）有効活用ガイドライン（平成 26 年 4 月 17 日付け国都計第 1 号国土交通省都市局都市計画課長通知）」に基づき作成される計画

五 集約地域

低炭素まちづくり計画に記載されたエコまち法第7条第2項第2号イの都市機能の集約を図るための拠点となる地域

六 都市機能誘導区域

立地適正化計画に定められた都市再生法第81条第2項第3号に規定する都市機能誘導区域

七 居住誘導区域

立地適正化計画に定められた都市再生法第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域

八 コア施設

次に掲げる施設をいう。

イ 医療施設

- ① 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定める特定機能病院、地域医療支援病院、その他の病院又は診療所
- ② 医療法第1条の2に定める調剤を実施する薬局

ロ 社会福祉施設

- ① 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7に定める老人福祉センター
- ② 老人福祉法第20条の7の2に定める老人介護支援センター
- ③ 老人福祉法第20条の2の2に定める老人デイサービスセンター
- ④ 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46に定める地域包括支援センター
- ⑤ 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第11項に定める障害者支援施設
- ⑥ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条に定める母子・父子福祉センター
- ⑦ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に定める保育所
- ⑧ 児童福祉法第59条の2に定める認可外保育施設

ハ 教育文化施設

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条に定める認定こども園
- ③ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に定める図書館
- ④ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に定める博物館又は美術館

ニ 商業施設

多数の者が出入りし、利用することが想定される施設で、市町村が必要と判断した商業施設（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項に規定する施設を営業するものを除く。以下同じ。）

九 誘導施設

立地適正化計画に定められる都市再生法第 81 条第 2 項第 3 号に規定する誘導施設のうち、次に掲げるものをいう。

イ 医療施設

第八号イに定めるもの

ロ 社会福祉施設

第八号ロに定めるもののほか、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）又は障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）に定める施設又は事業の用に供する施設のうち通所等を主目的とするもの

ハ 教育文化施設

第八号ハに定めるもののほか、学校教育法第 124 条に定める専修学校、同法第 134 条に定める各種学校又は博物館法第 29 条に定める博物館相当施設

ニ 商業施設

第八号ニに定めるもの

十 防災指針

立地適正化計画に定められた都市再生法第 81 条第 2 項第 5 号に規定する防災指針

十一 鉄道沿線まちづくり協議会

鉄道沿線市町村と鉄道事業者を含む協議会

十二 P R E 活用協議会

地方公共団体と商工会議所その他の団体を含む協議会

十三 市町村都市再生協議会

立地適正化計画及びその実施に関し必要な協議を行う市町村とその他の団体を含む協議会

十四 補助事業者

集約都市形成支援事業の実施に伴い必要となる経費について、国から補助を受ける地方公共団体、鉄道沿線まちづくり協議会、P R E 活用協議会、市町村都市再生協議会、民間事業者等又は民間事業者等に対して補助を行う地方公共団体をいう。

十五 施行者

集約都市形成支援事業を実施する地方公共団体、鉄道沿線まちづくり協議会、市町村都市再生協議会、P R E 活用協議会又は民間事業者等をいう。

第3条 集約都市形成支援事業

集約都市形成支援事業とは、次に掲げる事業に対し補助する事業をいう。

一 計画策定支援

次に掲げる計画等の策定を行う事業

- イ 低炭素まちづくり計画
- ロ 立地適正化計画
- ハ 広域的な立地適正化の方針
- ニ P R E活用計画

二 コーディネート支援

専門家の派遣等を通じ、次に掲げる各事項の推進を図るために必要な検討調査等を行う事業

- イ 前号に掲げた計画等の策定に向けた合意形成
- ロ コア施設又は誘導施設の移転に係る関係者の合意形成
- ハ 地域住民等の集約地域又は居住誘導区域への移転に関する理解促進や合意形成
- ニ 低炭素まちづくり計画、立地適正化計画、P R E活用計画に位置づけられた都市機能・居住機能の誘導にかかる施策の推進に向けた合意形成

三 施設の移転促進

集約地域外に立地するコア施設の集約地域への移転、又は居住誘導区域外に立地する誘導施設の都市機能誘導区域への移転を促進するため、当該施設の除却処分及び除却された後の土地（以下「移転跡地」という。）の緑地等整備を行うとともに、移転跡地における商業地や住宅地等の都市的土地利用を次の i）又は ii）に掲げる方法等により制限することにより、都市的土地利用の転換を防ぐ事業

- i) 地方公共団体が制定する条例
- ii) 地方公共団体と移転跡地の所有者との協定（移転跡地を譲渡し、又は交換した場合、次の所有者に協定の効力が及ぶものに限る。）

四 居住機能の移転促進に向けた調査の支援

立地適正化計画において防災対策が位置づけられた居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価を実施する事業

第4条 交付対象事業

1 前条第三号に掲げる事業のうち、コア施設の移転にかかる事業については、集約都市の形成に資する積極的な取組としておおむね次の各号に掲げる事項を記載した低炭素まちづくり計画を策定した市町村の区域内において行うものを交付対象とする。

一 都市の集約化の方向性に関する事項

将来における市街地の規模に関する方針や、集約地域外の土地利用管理方針等に関するもの等

二 地権者間の議論喚起や具体的な支援施策に関する事項

住民主体の土地利用検討協議会（地区単位）の設置支援や、市町村と土地所有者等の合意に基づく土地利用の転換に関する協定制度に関するもの等

- 2 前条第三号に掲げる事業のうち、誘導施設の移転にかかる事業については、居住誘導区域の外から都市機能誘導区域に移転してくるものを交付対象とする。
- 3 前条第四号に掲げる事業については、立地適正化計画において防災対策が位置づけられた居住誘導区域外の災害ハザードエリアから居住誘導区域内へ移転するものを交付対象とする。

第5条 集約都市形成支援事業の選定基準

国土交通大臣は、集約都市形成支援事業について、次の各号に掲げる選定基準を踏まえ、集約都市形成支援事業とすることが適当であると認めるものを、当該補助事業者の申請に基づき、選定するものとする。

- 一 施行者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。
- 二 第3条第一号に掲げる計画等の目標を達成するために必要な事業であること。
- 三 第3条第三号に掲げる事業後の移転跡地における商業地や住宅地等の都市的土地利用を制限することにより、都市的土地利用の転換を防ぎ、緑地等の状態を維持する取組の継続性が確保されるものであること。
- 四 第3条第四号に掲げる調査実施後、実際の居住機能の移転促進に向けた計画の作成、実施に寄与するものであること。

第6条 国の補助

- 1 国は、予算の範囲内において、地方公共団体及び市町村都市再生協議会に対し、計画策定支援に要する経費の一部を補助することができる。
- 2 国は、予算の範囲内において、鉄道沿線まちづくり協議会に対し、計画策定支援のうち広域的な立地適正化の方針の策定に要する経費の一部を補助することができる。
- 3 国は、予算の範囲内において、PRE活用協議会に対し、計画策定支援のうちPRE活用計画の策定に要する経費の一部を補助することができる。
- 4 国は、予算の範囲内において、地方公共団体又は民間事業者等に対し、コーディネート支援、施設の移転促進に要する経費の一部を補助することができる。
- 5 国は、地方公共団体が民間事業者等に対して、コーディネート支援、施設の移転促進に要する経費について補助する場合には、予算の範囲内において、当該地方公共団体に対し、その経費の一部を補助することができる。
- 6 国は、予算の範囲内において、地方公共団体に対し、居住機能の移転促進に向けた調査の支援に要する経費の一部を補助することができる。

第7条 監督等

国土交通大臣は、補助事業者に対し、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令の規定に基づき、この要綱の施行のために必要な限度において、補助事業

の適正な執行を確保するため、必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

第8条 運用

集約都市形成支援事業の運用については、この要綱に定めるところによるほか、別に定める集約都市形成支援事業交付要綱及び都市局長の定めるところによる。

附則

第1条 施行期日

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

附則

第1条 施行期日

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附則

第1条 施行期日

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

附則

第1条 施行期日

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

第1条 施行期日

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

第1条 施行期日

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

第1条 施行期日

この要綱は、令和7年12月16日から施行する。

附則

第1条 施行期日

この要綱は、令和8年4月7日から施行する。